

特許庁

スーパー早期審査第1号

申請から17日の世界最短査定

慶大院生発明のヒ素検出法

特許庁は、今月から試行を開始した「スーパー早期審査制度」の第1号特許査定を17日付で行った。飲料水や排水中に含まれるヒ素などの有毒金属の検出方法についての発明。通常の早期審査でも申請から結果が出るまで平均2カ月を要するが、審査申請からわずか17日で審査を完了した。同庁では世界最短記録としつつある。

スーパー早期審査は、出願人の早期権利化ニーズに対応するため、10月1日から試行実施されている新制度。従来の早期審査では出願人の審査申請から査定完了まで平均2・2カ月を要していたが、これを1カ月以内に短縮、早期事業化を目指す発明やライフサイクルの短い発明を迅速に権利化するが目的。

試行開始の1日に5件、これまでに17件が申請されているが、第1号の特許査定を17日付で行った。発明者は慶応大学の大学院生の山田大介さん。飲料水や排水中に含まれるヒ素など有毒金属を、導電性ダイヤモンド電極を用いて検出する発明で、低濃度のヒ素でも高感度で検出できる。

発明は山田さんの卒業研究の成果で、昨年3月に慶大が特許出願し、スーパー早期審査が試行開始された今月1日付で審査申請を行っていた。

スーパー早期審査の要件は、実施関連出願で外国出願にも該当することだが、この発明に対して分析機器メーカーなどからライセンス実施の引き合いが寄せられ、特許協力条約に基づく国際出願

であることから、同庁では対象要件を満たすと判断し査定を行った。慶大が査定受け取り後に特許登録料を納付すれば特許が権利化される。

新特許制度試行 最短17日で審査

従来の4分の1

特許庁は十七日、慶大が今月一日に申請した特許審査を、過去最短の十七日間で完了したと発表した。同庁

が今月から試行を始め「ヒ素など有毒金属の検出方法」についての制度」を利用した第一号の査定案件。従来の早期審査制度は、結果が出るまで平均で二カ月程度かかっていたが、約四分の一に短縮できたことになる。

特許対象となるのは慶大の大学院生による「ヒ素など有毒金属の検出方法」についての研究成果。特許庁は企業や研究所が早期の事業化を目指して発明した技術に対し、より速やかに権利保護を打ち出す体制を整える。

申請17日目で 特許審査完了

スーパー早期審査

特許庁が10月から試行している「スーパー早期審査制度」で、審査完了した特許の第1号が出た。申請から17日目で審査が完了し、おそらく世界最短(同庁調整課)といふ。第1号は、飲料水や排水の中に、有毒金属が含まれるかどうかを検出する方法に関する特許だ。慶応大学院生の発明で内容が優れており、異例のスピード審査となった。

新制度は、2年以内に事業化する予定があるなど重要性の高い技術を対象に、現行で半年近くかかる審査期間を3か月程度に短縮したものだ。